

本市の発達支援施策の立案体制

政策実施の決定

・庁議や議会の議決等の過程を踏み、政策・施策を決定する。



習志野市市民協働こども発達支援推進協議会

1. 構成員：市民、関係者、市関係部局課長
2. 掌握事務：市民協働の観点から発達支援施策の総合的な推進及び実行、並びにひまわり発達相談センターの運営とその評価に関する協議を行う。
3. 平成28年度の取り組み：ソーシャルインクルージョンを推進するため、発達支援施策に関する協働型プログラム評価を行う。

(事務局)

ひまわり発達相談センター

(調整・連絡)

(事務局)

障がい福祉課(調整・連絡)

施策の提案

発達支援施策の立案
に関する政策体系の
策定を指示

習志野市発達支援

サポートネットワーク会議

市民協働こども発達支援推進協議会の下部組織

1. 構成員：市関係部局の主査級職員
2. 掌握事務：発達支援施策の提案を行う。
3. 平成28年度の取り組み：市民協働こども発達支援推進協議会と連携を保ち、発達支援施策に関する事業と関係部局との連携について協議すると共に、発達支援施策に関する協働型プログラム評価を行う。

習志野市発達支援施策

庁内連絡会

1. 構成員：市関係部局の次長、課長
2. 掌握事務：習志野市の発達支援施策の推進及び実行について関係部署との連絡等を行う。

